

後期高齢者医療制度のお知らせ ～高額介護合算医療養費について～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには保健福祉課保険係への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

◇自己負担限度額表【1年分の自己負担額の計算期間：令和3年8月1日～令和4年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円
2割	一定以上所得者		56万円
1割	一 般		
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その支給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

令和3年8月～令和4年7月の1年間に係る高額介護合算療養費に該当する方には、令和5年3月下旬に申請の案内文を発送する予定です。

問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	☎011-290-5601
	小平町保健福祉課保険係	☎56-2111(内線271・287)

米・食味分析鑑定コンクール国際大会で 三口勇一さんが金賞を受賞

令和4年12月2日～3日にかけて長野県で開催された第24回米・食味分析鑑定コンクール国際大会に三口勇一さんが北海道代表として参加し、都道府県代表・海外地域代表お米選手権部門で金賞を受賞されました。

12月9日に金賞受賞の報告に役場町長室を訪れた三口さんは、「努力が実りとてもうれしいです。金賞を受賞することができたのは、家族等の協力があつたからこそです。来年以降も頑張りたいです」と述べました。



受賞報告に訪れた三口勇一さん(右)